

第49回（平成29年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

解答解説会

067-8900-1097-12

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。
※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、
試験機関による解答について保証するものではありません。

第49回本試験分析

◎特徴

1. 選択式…昨年に比べると全体的に基本事項からの出題が多く、ここ数年では、比較的得点しやすい内容であった。その一方、労一で細かい統計データが出題されるなど、一部に得点しづらい科目も見られた。労基法では今年も判例からの出題があり、選択式での判例の出題もすっかり定着した感がある。
2. 択一式…ここ数年では、比較的得点しやすい出題内容であった。雇用保険法で「行政手引」、労一で「厚生労働白書」からの細かい出題があり、安衛法で事例問題の出題がみられる等、昨年までと異なる傾向の出題も散見されたが、極端に得点しづらい科目はみられなかった。昨年、個数・事例問題の出題が多く見られた国年法も、今年は、個数・事例問題の出題はなく、平易な構成となっていた。

◎合格ラインの予想

1. 選択式… 総得点 25 点以上 各科目 3 点以上
2. 択一式… 総得点 45 点以上 各科目 4 点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月15日(金)より本試験解答分析サービス <http://www.tac-school.co.jp/sokuhou/sharosi/> にてご案内いたします。

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【選択式】

科目	労基・安衛	労災	雇用	労一	社一	健保	厚年	国年	計
得点	5	5	5	3	4	3	4	4	33

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健保	厚年	国年	計
得点	6	4+2	5+2	2+4	7	8	9	49

◎選択式問題 科目別コメント

労基・安衛…A及びBは最高裁判例からの出題である。平成22年に同判例の同じ文章(空欄は別の箇所)から出題されているが、判例を目にしたことがない受験生であっても、いずれも文脈から判断が可能である。特にAは条文上の語句を空欄としているため、正解しておきたい。C～Eは、条文及び通達からの基本的な知識を問うものであるため、正解しておきたい。

労災…すべて基本事項からの出題であり、ボーナス問題である。

雇用…A～Cは超基本事項であるため確実に得点しておきたい。D・Eは改正点であるが、中間模試の選択式で出題されているため、解答は十分可能である。

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- 労 一 …Dを除き、他の空欄は簡単とは言えないが、Dを確実に得点した上で、他の4
社 一 …いずれも条文ベースの基本的な問題であるが、目的条文がうる覚えであると、
健 保 …Aは通達の細かい内容であり、総合本科の教材に記載はなく、判断は難しいも
厚 年 …D以外の空欄はいずれも基本事項からの出題であり、4点を確保することは十
国 年 …全体的に基本事項で構成されており、E以外は解答し易かったのではないだろ
うか。

◎ 択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…労基法は、全体的に通達からの出題が目立った。細かい内容を問う肢も見られたが、問5の個数問題以外は、正解することは可能である。安衛法は、問9で事例問題が出題された。安衛法では新たな傾向といえる。
- 労災・徴収…労災法に関しては、基本条文ベースの問題と判例ベースの問題とで、難易度に大きな差があった。特に判例ベースの問7は厳しい。なお、問2も基本条文ベースとは言え、決して易しくはない。問1、問4、問5を確実に得点したい。徴収法に関しては、問8は賃金に関する細かい通達からの出題であり、判断しづらかったものと思われる。問9Cについて、雇用保険側には罰則が設けられているので、うっかり間違えてしまった人がいるかもしれない。
- 雇用・徴収…雇用法に関しては、問2はBとCとDで迷うと思われる。特にCは難問である。ただし、問1・3・5・6は基本的な問題であるため、これらの問題は確実に得点しておきたい。徴収法に関しては、問8は個数問題であり、個々の肢について正確な知識がないと正解に至ることができない可能性がある。問9は細かい肢があるが、正解を選ぶことは容易である。
- 常 識 …労一に関しては、白書等からの細かい出題があり、高得点は難しいであろう。問1から問3で何とか2点を確保したい。社一に関しては、問10は難問であるため、他でしっかり得点する必要がある。特に問9は法改正点からの出題であるため、確実に得点しておきたい。
- 健 保 …通達などの細かい箇所からの出題が目立ったが、正解肢は基本事項から出題されている問題も多くみられた。問9は改正箇所から大問として出題されたが、細かい内容まで問われており、解きづらかったかもしれない。アとエを正しい肢と判断することによって、解答をC、Eの2択に絞ることができる。
- 厚 年 …事例形式の問題や基本テキスト未掲載の論点の問題が所々に置かれているものの、全体的には、基本・重要事項の問題を中心に構成されており、7～8点以上確保することも十分可能であると思われる。
- 国 年 …昨年見られた事例問題や個数問題が無くなり、平易な構成となっている。単体では正誤の判断が難しい肢もあるが、どの問も正解肢がはっきりしており、選び易かった。被保険者資格の得喪に絡んだ出題が目立った。

選 択 式 解 答

平成29年8月27日 14:00現在

[問1] 労働基準法・労働安全衛生法

(最小平平成4.6.23時事通信社事件、昭和23.12.23基発1885号、安衛法28条の2,1項、法65条の3)

- A (15) 事業の正常な運営
- B (14) 裁量の判断
- C (1) 4か月
- D (7) 危険性又は有害性等
- E (8) 健康

[問2] 労働者災害補償保険法

(法38条1項、2項、法42条、労審法8条1項)

- A (19) 労働者災害補償保険審査官
- B (20) 労働保険審査会
- C (5) 3か月
- D (8) 2年
- E (10) 5年

[問3] 雇用保険法

(法31条1項、法43条2項、法64条の2)

- A (1) 失業
- B (1) 2月
- C (3) 18日
- D (3) 職業の安定
- E (4) 労働生産性

[問4] 労働に関する一般常識

(「平成28年度能力開発基本調査(厚生労働省)」、雇用対策法28条1項、同則12条、平成28年10月末現在「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(厚生労働省))

- A (3) 約7割
- B (3) 指導する人材が不足している
- C (4) 約8割
- D (4) すべて
- E (3) ベトナム

[問5] 社会保険に関する一般常識

(国保法1条、法2条、介保法4条1項、児童手当法7条1項、法8条4項)

- A (10) 社会保障及び国民保健の向上
- B (19) 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡
- C (14) 常に健康の保持増進に努める
- D (11) 住所地の市町村長(特別区の区長を含む。)
- E (2) 2月、6月及び10月の3期

[問6] 健康保険法

(法11条、法46条、法90条1項、法160条4項、令1条の2、昭和31.8.25保文発6425号)

- A (15) 標準価額の3分の2以上
- B (13) 年齢階級別の分布状況
- C (12) 総報酬額の平均額
- D (20) 自ら
- E (1) 3,000

[問7] 厚生年金保険法

(法62条1項、法80条1項、法78条の3,1項、(16)法附則49条、則78条の3,2項1号)

- A (7) 基礎年金拠出金の額の2分の1
- B (3) 4分の3
- C (19) 平成20年4月1日
- D (15) の翌日から起算して1か月
- E (13) 第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え2分の1以下

[問8] 国民年金法

(法49条1項、3項、法90条の2,2項1号、法107条1項、令6条の9)

- A (6) 118万円
- B (3) 38万円
- C (12) 障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたとき
- D (16) 妻が60歳に達した日の属する月の翌月
- E (20) 身分関係、障害の状態

択一式解答

平成29年8月28日13:00現在

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	A	B	D	B	C	D	C	A	B	E
労災保険法 (徴収法含む)	A	D	C	D	B	E	B	C	B	C
雇用保険法 (徴収法含む)	B	C	A	E	E	D	C	D	A	D
労働及び社会保険 に関する一般常識	D	B	C	A	A	B	E	A	D	C
健康保険法	C	E	D	A	B	B	A	B	C	D
厚生年金保険法	B	C	C	D	A	E	D	B	E	A
国民年金法	B	E	D	C	A	D	D	C	E	B

難易度一覽表

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	◎	◎	◎	4	1	0	
労災保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0	
雇用保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0	
労働一般常識	△	△	△	◎	△	1	4	0	
社会一般常識	◎	◎	△	◎	◎	4	1	0	
健康保険法	●	◎	◎	△	◎	3	1	1	
厚生年金保険法	◎	◎	◎	●	◎	4	0	1	
国民年金法	◎	△	◎	◎	△	3	2	0	
						(◎：得点したい △：やや難・応用問題 ●：難問)	29	9	2

【択一式】

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	◎	△	●		
労働基準法 労働安全衛生法	△	◎	◎	△	△	◎	◎	△	●	●	4	4	2		
労災保険法 (徴収法含む)	◎	△	●	◎	◎	△	●	△	◎	◎	5	3	2		
雇用保険法 (徴収法含む)	◎	●	◎	△	◎	◎	△	△	◎	◎	6	3	1		
労働及び社会保険 に関する一般常識	△	◎	△	●	●	◎	◎	◎	◎	●	5	2	3		
健康保険法	◎	◎	△	△	◎	◎	◎	△	△	◎	6	4	0		
厚生年金保険法	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	◎	7	3	0		
国民年金法	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	8	2	0		
											(◎：得点したい △：やや難・応用問題 ●：難問)	個数	41	21	8
												%	59	30	11

選択式 ズバリの中

本試験問題

T A C教材

(上段：問題、下段：答え)

【 労働安全衛生法 】

労働安全衛生法第 28 条の 2 では、いわゆるリスクアセスメントの実施について、「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する [D] (第 57 条第 1 項の政令で定める物及び第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物による [D] を除く。)を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定めている。

D：危険性又は有害性等

教材・箇所等

暗記カード① 安衛-14

2. 事業者の行うべき調査等

事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は [C] その他業務に起因する [D] (表示対象物及び通知対象物による [D] を除く。)を調査し、その結果に基づいて、労働安全衛生法令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

D：危険性又は有害性等

労働安全衛生法第 65 条の 3 は、いわゆる労働衛生の 3 管理の一つである作業管理について、「事業者は、労働者の [E] に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と定めている。

E：健康

教材・箇所等

暗記カード① 安衛-20

2. 作業の管理

事業者は、労働者の [F] して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

F：健康に配慮

労働安全衛生法第 65 条の 3 は、いわゆる労働衛生の 3 管理の一つである作業管理について、「事業者は、労働者の [E] に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と定めている。

E : 健康



教材・箇所等

総合答練第 2 回 問 3

いわゆる過労自殺に関する最高裁判所のある判決によれば、「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである。労働基準法は、労働時間に関する制限を定め、労働安全衛生法 65 条の 3 は、作業の [D]、同法所定の事業者は労働者の [E] して労働者の従事する作業を適切に管理するように努めるべき旨を定めているが、それは、右のような危険が発生するのを防止することをも目的とするものと解される。」と述べられている。

E : 健康に配慮

【 労災保険法 】

教材・箇所等

ミニテスト第5回 問1

1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をすることができる。… [中略] …審査請求に対する決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。審査請求をしている者は、審査請求をした日から [C] を経過しても審査請求についての決定がないときは、[A] が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

2 労災保険法第42条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、[D] を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

A：労働者災害補償保険審査官

B：労働保険審査会

C：3か月

D：2年

E：5年

1. 保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。

2. 審査請求をしている者は、審査請求をした日から [C] を経過しても審査請求についての決定がないときは、[A] が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

3. 療養（補償）給付、休業（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）、介護（補償）給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、[D] を経過したとき、障害（補償）給付及び遺族（補償）給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。

A：労働者災害補償保険審査官

B：労働保険審査会

C：3箇月

D：2年

E：5年

教材・箇所等

暗記カード① 労災-45

1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をすることができる。…〔中略〕…審査請求に対する決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。審査請求をしている者は、審査請求をした日から [C] を経過しても審査請求についての決定がないときは、[A] が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

- A : 労働者災害補償保険審査官
B : 労働保険審査会
C : 3か月

(1) 保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。
(2) 審査請求をしている者は、審査請求をした日から [E] しても審査請求についての決定がないときは、[A] が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

- A : 労働者災害補償保険審査官
B : 労働保険審査会
E : 3箇月を経過

教材・箇所等

暗記カード① 労災-46

2 労災保険法第 42 条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、[D] を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

- D : 2年
E : 5年

保険給付を受ける権利の時効

療養（補償）給付 休業（補償）給付 葬祭料（葬祭給付） 介護（補償）給付 二次健康診断等給付	[A]
障害（補償）給付 遺族（補償）給付	[B]

- A : 2年
B : 5年

教材・箇所等

トレーニング 第I部 問10

1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をすることができる。…〔中略〕…審査請求に対する決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。

2 労災保険法第42条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は [D] を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

- A：労働者災害補償保険審査官
B：労働保険審査会
D：2年
E：5年



1. 保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。

3. 労災保険法第42条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、[D] を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、[E] を経過したときは、時効によって消滅する。

- A：労働者災害補償保険審査官
B：労働保険審査会
D：2年
E：5年

教材・箇所等

プラス補講レジュメ第1回 問15

1 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、[A] に対して審査請求をすることができる。…〔中略〕…審査請求に対する決定に不服のある者は、[B] に対して再審査請求をすることができる。

- B：労働保険審査会



1. 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、[Y] をすることができる。

- Y：労働保険審査会に対して再審査請求

【 雇用保険法 】

2 雇用保険法第43条第2項は、「日雇労働被保険者が前 [B] の各月において [C] 以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。」と規定している。

B : 2月
C : 18日

教材・箇所等

到達度テスト第3回 問1

1 日雇労働被保険者が [A] 以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。

A : 前2月の各月において18日

3 雇用保険法第64条の2は、「雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の [D] を図るため、[E] の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。」と規定している。

D : 職業の安定
E : 労働生産性

教材・箇所等

中間模試 問3

2 雇用保険法第64条の2においては、「雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の [D] を図るため、[E] の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。」と規定されている。

D : 職業の安定
E : 労働生産性

3 雇用保険法第64条の2は、「雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の [D] を図るため、[E] の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。」と規定している。

D : 職業の安定
E : 労働生産性

教材・箇所等

超直前ファイナルチェックゼミ 問10

2 雇用保険法第64条の2においては、「雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るため、[E] に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。」と規定されている。

E : 労働生産性の向上

【 労務管理その他の労働に関する一般常識 】

国籍別に最も多い外国人労働者は中国であり、[E]、フィリピンがそれに続いている。

E : ベトナム

教材・箇所等

合格テキスト（直前対策）P112

国籍別では、[A] が最も多く 344,658 人（外国人労働者全体の 31.8%）。
次いで [B] 172,018 人（同 15.9%）、
[C] 127,518 人（同 11.8%）の順。

B : ベトナム

【 社会保険に関する一般常識 】

同法第 2 条では、「国民健康保険は、[B] に関して必要な保険給付を行うものとする。」と規定している。

B : 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡

教材・箇所等

ミニテスト第 1 回 問 1

2. 国民健康保険は、[C] の疾病、負傷、
[D] 又は死亡に関して必要な保険給付
を行うものとする。

C : 被保険者

B : 出産

1 国民健康保険法第 1 条では、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって [A] に寄与することを目的とする。」としており、同法第 2 条では、「国民健康保険は、[B] に関して必要な保険給付を行うものとする。」と規定している。

A : 社会保障及び国民保健の向上

B : 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡

教材・箇所等

暗記カード② 常識（社保-6）

国民健康保険法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって [A] 及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。
国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、
[B] に関して必要な保険給付を行うものとする。

A : 社会保障

B : 出産又は死亡

児童手当は、毎年 [E] に、それぞれの前月までの分を支払う。

E : 2月、6月及び10月の3期



教材・箇所等

中間模試 問5

2 児童手当は、毎年 [D] に、それぞれの前月までの分を支払う。

D : 2月、6月及び10月の3期

【 健康保険法 】

健康保険法第160条第4項によると、全国健康保険協会（以下、本問において「協会」という。）は、都道府県別の支部被保険者及びその被扶養者の [B] と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の [B] との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の [C] と協会が管掌する健康保険の被保険者の [C] との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとされている。

B : 年齢階級別の分布状況

C : 総報酬額の平均額



教材・箇所等

トレーニング 第Ⅱ部 問5

全国健康保険協会（以下本問において「協会」という。）は、都道府県単位保険料率の設定に当たっては、支部被保険者及びその被扶養者の [A] の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の [A] の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の [B] と協会が管掌する健康保険の被保険者の [B] との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、 [C] を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとされている。

A : 年齢階級別

B : 総報酬額の平均額

健康保険法第 160 条第 4 項によると、全国健康保険協会（以下、本問において「協会」という。）は、都道府県別の支部被保険者及びその被扶養者の [B] と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の [B] との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の [C] と協会が管掌する健康保険の被保険者の [C] との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとされている。

B : 年齢階級別の分布状況

教材・箇所等

実力完成答練第 6 回 問 1

全国健康保険協会（以下本問において「協会」という。）は、[A] 及びその被扶養者の [B] 別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の [B] 別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに [A] の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる [C] の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、[A] を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。

B : 年齢階級

また、適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時 [E] 人以上でなければならない。

E : 3,000

教材・箇所等

暗記カード② 健保 - 4

② 総合組合（2 以上の事業主が共同して設立する健康保険組合）
被保険者の数を合算して、常時 [B] 人以上であること

B : 3,000

また、適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時 [E] 人以上でなければならない。

E : 3,000

教材・箇所等

トレーニング 第 II 部 問 1

任意設立とは、1 又は 2 以上の事業所について常時政令で定める数（単一組合では常時 [C] 人、総合組合では常時 [D] 人）以上の被保険者を使用する事業主が、…（略）

D : 3,000

【 厚生年金保険法 】

1 厚生年金保険法第80条第1項の規定により、国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する [A] に相当する額を負担する。

A : 基礎年金拠出金の額の2分の1

教材・箇所等

ミニテスト第1回 問1

2. 国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の [C] に相当する額を負担する。

C : 2分の1

1 厚生年金保険法第80条第1項の規定により、国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する [A] に相当する額を負担する。

A : 基礎年金拠出金の額の2分の1

教材・箇所等

暗記カード② 厚年-14

1. 国庫負担
(1) 国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する [A] の額の [B] に相当する額を負担する。

A : 基礎年金拠出金

B : 2分の1

2 遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算の額は、国民年金法第38条に規定する遺族基礎年金の額に [B] を乗じて得た額…(略)…として算出される。

B : 4分の3

教材・箇所等

暗記カード② 厚年-38

(2) 中高齢寡婦加算の額
遺族基礎年金の額(子の加算額を含まない。)に [D] を乗じて得た額を加算する。

D : 4分の3

3 厚生年金保険法第 78 条の 14 の規定によるいわゆる 3 号分割における標準報酬の改定請求の対象となる特定期間は、
[C] 以後の期間に限られる。

C : 平成 20 年 4 月 1 日



教材・箇所等

暗記カード② 厚年-48

※3 特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第 3 号被保険者であった期間 ([C] 以後の期間に限る。)

C : 平成 20 年 4 月 1 日

4 … (略) …また、合意分割で請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する、
[E] の範囲内で定められなければならない。

E : 第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え 2 分の 1 以下



教材・箇所等

暗記カード② 厚年-47

2. 請求すべき按分割合
請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え [D] 以下の範囲内で定められなければならない。

D : 2 分の 1

4 … (略) …また、合意分割で請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する、
[E] の範囲内で定められなければならない。

E : 第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え 2 分の 1 以下



教材・箇所等

総合答練第 4 回 問 6

2 請求すべき [D] は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額… (略) …の合計額に対する第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え [E] の範囲内で定められなければならない。

E : 2 分の 1 以下

【 国民年金法 】

死亡した夫が [C] は支給されないことが規定されている。

C : 障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたとき

教材・箇所等

実力テスト第6回 問3 E

ただし、その夫が [E] があるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

E : 障害基礎年金の受給権者であった

死亡した夫が [C] は支給されないことが規定されている。

C : 障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたとき

教材・箇所等

トレーニング 第I部 問5

ただし、その夫が [D] の受給権者であったことがあるとき、又は [E] の支給を受けていたときは、この限りでない。

D : 障害基礎年金

E : 老齢基礎年金

夫が死亡した当時53歳であった妻に支給する寡婦年金は、[D] から、その支給を始める。

D : 妻が60歳に達した日の属する月の翌月

教材・箇所等

暗記カード② 国年-43

夫の死亡当時の妻の年齢に応じて、次に定める月の翌月から支給を始める。

(1) [I] 以上の妻…夫の死亡日の属する月

(2) [I] 未満の妻… [I] に達した日の属する月

I : 60歳

択一式解答・解説（科目別）

労働基準法・労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 A

- A ○ 平成6.3.31基発181号。設問の通り正しい。
- B × 平成6.3.31基発181号。休日振替の結果、就業規則で1日8時間を超える所定労働時間が設定されていない日に1日8時間を超えて労働させることになる場合には、その超える時間は時間外労働となる。設問の場合は、水曜日は休日であり、1日8時間を超える所定労働時間が設定されていないため、法定労働時間の8時間を超える1時間分が時間外労働時間となる。
- C × 労働基準法34条2項、法38条2項ただし書、法40条、則31条。設問のような規定はない。なお、休憩時間は、原則として一斉に与えなければならないが、労使協定がある場合、労働基準法40条の休憩の特例が適用される事業である場合及び坑内労働の場合には、一斉に与えないことが認められている。
- D × 昭和23.4.5基発535号。労働基準法35条に定める休日とは、暦日を指し午前零時から午後12時までの休業と解されている。
- E × 平成11.3.31基発168号。設問の割増賃金は、休日労働の割増率（3割5分）を用いる。

〔問 2〕 正解 B（アとエ）

- ア ○ 労働基準法9条、平成11.3.31基発168号等。設問の通り正しい。労働基準法上における労働者に該当するためには、「事業又は事務所（事業）に使用される者」であることが必要である。設問は「何ら事業を営むことのない」大学生の手伝いであることから、設問の友人は労働基準法上の労働者には該当せず、労働基準法は適用されない。
- イ × 労働基準法116条2項、平成11.3.31基発168号。設問の者は、家事使用人に該当し、労働基準法は適用されない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

ウ × 労働基準法116条2項、昭和54.4.2基発153号。同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、事業主の指揮命令に従っていることが明確であり、就労の実態が他の労働者と同様であって、賃金もこれに応じて支払われている場合には、その同居の親族は、労働基準法上の労働者として取り扱われ、同法が適用される。

エ ○ 労働基準法9条、昭和23.3.17基発461号。設問の通り正しい。

オ × 労働基準法9条、平成11.3.31基発168号。工場等が事業経営上必要な建物その他の施設を大工に修理させる場合は、一般に請負契約によることが多いが、請負契約によらず雇用契約によりその事業主と大工との間に使用従属関係が認められる場合は、労働基準法上の労働者であるから、同法の適用を受ける。したがって、「当該大工が労働基準法第9条の労働者に該当することはなく、労働基準法が適用されることはない」とする設問の記述は誤りである。

【問 3】 正解 D

A × 労働基準法14条1項2号。満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約についての労働契約期間の上限は、「65歳に達するまで」ではなく「5年」とされている。

B × 昭和22.9.13発基17号。設問の帰郷旅費には、労働者本人のみならず、就業のため移転した家族の旅費も含まれる。

C × 労働基準法22条1項、法115条、平成11.3.31基発169号。退職時の証明については、労働基準法115条により、請求権の時効が2年とされている。したがって、設問の場合には、使用者は、退職時の証明書を交付しなければならない。

D ○ 労働基準法19条1項、昭和24.4.12基収1134号。設問の通り正しい。

E × 労働基準法15条、昭和61.6.6基発333号。労働条件の明示については、設問の事項も含めて派遣元が当該明示の義務を負う。

〔問 4〕 正解 B

- A ○ 労働基準法36条1項、労働時間等設定改善法7条。設問の通り正しい。
- B × 労働基準法36条1項ただし書、平成11.3.31基発168号。坑内労働等とその他の労働が同一日中に行われ、かつ、これら二種の労働の労働時間数の合計が1日についての法定労働時間を超えた場合においても、その日における坑内労働等の労働時間数が1日についての法定労働時間数に2時間を加えて得た時間数を超えないときは、労働基準法36条1項本文の手続きが取られている限り適法である。
- C ○ 労働基準法36条1項ただし書、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。
- D ○ 平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。労働基準法32条（法定労働時間）又は同法40条（労働時間及び休憩の特例）に定める労働時間は実労働時間をいうものであり、時間外労働について同法36条1項に基づく協定を要するものは当該実労働時間を超えて労働させる場合に限られる。したがって、設問の取り扱いは、同法32条違反とはならない。
- E ○ 平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C（ア・ウ・オの三つ）

- ア × 労働基準法3条。労働基準法3条では、性別を理由として、労働条件について差別的取扱いをすることは禁じていない。
- イ ○ 労働基準法5条、法117条。設問の通り正しい。
- ウ × 労働基準法6条、昭和23.3.2基発381号。「業として利益を得る」とは、営利を目的として、同種の行為を反復継続することをいい、1回の行為であっても、反復継続して利益を得る意思があれば充分であるとされている。
- エ ○ 最二小昭和38.6.21十和田観光電鉄事件。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

オ × 最二小平17.6.3関西医科大学付属病院事件。最高裁判所の判例では、設問の研修医の労働者性について、「臨床研修は、医師の資質の向上を図ることを目的とするものであり、教育的な側面を有しているが、そのプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に、研修医が医療行為等に従事することを予定している。そして、研修医がこのようにして医療行為等に従事する場合には、これらの行為等は病院の開設者のための労務の遂行という側面を不可避免的に有することとなるのであり、病院の開設者の指揮監督の下にこれを行つたと評価することができる限り、上記研修医は労働基準法9条所定の労働者に当たるものというべきである。」としている。

〔問 6〕 正解 D

- A ○ 昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- B ○ 労働基準法25条、則9条1号。設問の通り正しい。
- C ○ 昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- D × 最一小昭和44.12.18福島県教組事件。設問のように過払いを精算ないし調整するため、後に支払われる賃金から控除することについて、最高裁判所の判例では、「許さるべき相殺（設問にいう控除）は、過払のあった時期と賃金の清算調整の実を失わない程度に合理的に接着した時期においてされ、また、あらかじめ労働者にそのことが予告されるとか、その額が多額にわたらないとか、要は労働者の経済生活の安定をおびやかすおそれのない場合でなければならないものと解せられる。」としている。
- E ○ 昭和24.3.22基収4077号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 C

- A × 労働基準法56条1項。設問の「満15歳に達するまで」は、正しくは「満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで」である。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- B × 労働基準法56条2項。労働基準法56条2項によれば、使用者は、同法別表第1第1号から第5号までに掲げる事業以外の事業(いわゆる非工業的事業)に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができるものとされている。したがって、設問のように「児童の年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けること」を条件としているわけではない。なお、使用者は、年少者を使用する場合には、同法57条1項の規定により、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならないものとされている。
- C ○ 労働基準法60条2項。設問の通り正しい。
- D × 労働基準法66条2項、3項。使用者は、妊産婦が請求した場合においては、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならない。したがって、「すべての妊産婦」を対象としているわけではない。
- E × 労働基準法68条、昭和63.3.14基発150号・婦発47号。設問のいわゆる生理休暇の請求にあたって、医師の診断書を必要とする旨の規定はない。

〔問 8〕 正解 A

- A × 労働安全衛生法122条。設問の場合、従業者については、行為者として処罰の対象となる。
- B ○ 労働安全衛生規則97条。設問の通り正しい。労働者死傷病報告書は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときに提出することとされている。
- C ○ 労働安全衛生法3条2項。設問の通り正しい。
- D ○ 労働安全衛生法3条2項。設問の通り正しい。
- E ○ 昭和47.9.18発基91号。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 B

- A × 労働安全衛生法10条1項、法12条1項、法13条1項、令2条3号、令4条、令5条、昭和47.9.18発基91号。労働安全衛生法は事業場を単位として適用することとされているため、X市にある本社の労働者数は常時40人となり、業種は令2条3号の「その他の業種」に該当する。したがって、総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医のいずれも選任する必要はない。
- B ○ 労働安全衛生法17条1項、法18条1項、法19条1項、令8条2号、令9条、則13条1項3号ヌ、昭和47.9.18発基91号。Y市にある工場（食料品製造業）の常時使用労働者数は600人であるため、安全委員会及び衛生委員会の設置義務があり、これらの設置に代えて安全衛生委員会を設置することも可能である。また、深夜業を含む業務に常時500人以上（600人）の労働者を従事させているため、その工場に専属の産業医を選任しなければならない。
- C × 労働安全衛生規則7条1項4号、6号、昭和47.9.18発基91号。Y市にある工場は常時使用労働者数が500人を超え1,000人以下であるため、衛生管理者を3人以上選任しなければならないが、常時30人以上の労働者を従事させる場合に衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任しなければならない有害業務に深夜業は含まれていないため、設問後段は誤りである。
- D × 労働安全衛生法12条の2、則1編2章3節の2。設問のような規定はない。
- E × 労働安全衛生法12条の2、則12条の2、昭和47.9.18発基91号、昭和47.9.18基発602号。常時使用労働者数の算定においては、短時間労働者も含めることとされているため、Z市にあるZ2店舗の労働者数は常時10人以上50人未満（15人）である。また、当該店舗の業種は「飲食料品小売業」に該当し、これは日本標準産業分類上「各種商品小売業」に含まれず、安全管理者の選任が必要な業種には該当しないため、衛生推進者を選任しなければならないこととなる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

〔問 10〕 正解 E

- A ○ 労働安全衛生法施行令6条6号。設問の作業については、作業主任者を選任すべきものとされている。
- B ○ 労働安全衛生法施行令6条12号。設問の作業については、作業主任者を選任すべきものとされている。
- C ○ 労働安全衛生法施行令6条15号。設問の作業については、作業主任者を選任すべきものとされている。
- D ○ 労働安全衛生法施行令6条7号。設問の作業については、作業主任者を選任すべきものとされている。
- E × 労働安全衛生法施行令6条。設問の「屋内において鋼材をアーク溶接する作業」について作業主任者を選任する必要はない。

労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 A

- A × 平成12.5.18基発366号。事業主が定めた練習計画とは別に、労働者が自らの意思で行う運動は、労働契約に基づく運動競技の練習には該当しないものであり、設問の場合、業務上として取り扱われない。
- B ○ 昭和31.3.31 30基収5597号。設問の通り正しい。
- C ○ 昭和26.2.16基災発111号。設問の通り正しい。設問の場合、船中での食事が会社の給食として慣習的に行われていたこと、フグの給食が慣習になっていたことから、業務上として取り扱われる。
- D ○ 昭和28.12.18基収4466号。設問の通り正しい。設問の場合、労働組合は裁判所の決定を待たずに被解雇者らを就労させたものであり、作業中の事故であっても、業務外として取り扱われる。
- E ○ 昭和25.10.27基収2693号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D

- A ○ 労災保険法施行規則18条の2,2項、3項。設問の通り正しい。
- B ○ 労災保険法施行規則18条2項。設問の通り正しい。
- C ○ 労災保険法14条1項、昭和52.3.30基発192号。設問の通り正しい。
- D × 労災保険法18条の2、則18条の3。労災保険法施行規則18条の3において、所轄労働基準監督署長は、傷病補償年金の受給権者の障害の程度に変更があり、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、「当該労働者について傷病等級の変更による傷病補償年金の変更に関する決定をしなければならぬ。」と定められている。「裁量により、支給する決定をすることができる」のではない。
- E ○ 労災保険法19条。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 C (イ・ウ・オの三つ)

ア × 労災保険法29条1項。社会復帰促進等事業は、労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、行うことができるとされており、通勤災害を被った労働者も対象とされている。

イ ○ 労災保険法29条3項、独立行政法人労働者健康安全機構法12条1項3号。設問の通り正しい。設問の「事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと」は、独立行政法人労働者健康安全機構に行わせるものとされている社会復帰促進等事業に該当する。

ウ ○ 平成28.3.30基発0330第5号。設問の通り正しい。

エ × 平成28.3.30基発0330第5号。アフターケアの対象傷病は、「厚生労働省令」ではなく、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領(平成28.3.30基発0330第5号)」にせき髄損傷等20の傷病が定められている。

オ ○ 平成28.3.30基発0330第5号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 D

A × 労災保険法3条2項、平成13.2.22基発93号。地方公共団体の現業部門の非常勤職員には、労災保険法が適用される。

B × 労災保険法3条2項、平成13.2.22基発93号。行政執行法人の職員については、国家公務員災害補償法が適用され、労災保険法は適用されない。

C × 労災保険法3条2項、平成13.2.22基発93号。非現業の一般職の国家公務員には、労災保険法は適用されない。

D ○ 労災保険法3条2項、平成13.2.22基発93号。設問の通り正しい。

E × 労災保険法3条2項、平成13.2.22基発93号。常勤の地方公務員には、地方公務員災害補償法が適用され、労災保険法は適用されない。

〔問 5〕 正解 B

- A × 労災保険法7条2項。設問の場合、普段利用している通勤の合理的経路を逸脱し又は移動を中断しない間の災害については、通勤災害と認められる。
- B ○ 労災保険法31条2項。設問の通り正しい。通勤災害により療養給付を受ける労働者からは、原則として一部負担金を徴収する。
- C × 労災保険法7条2項、平成28.12.28基発1228第1号。移動が「業務の性質を有する場合」には、通勤災害ではなく、業務災害である。
- D × 労災保険法7条2項、平成28.12.28基発1228第1号。「合理的な経路」とは、一般に労働者が用いるものと認められる経路をいい、「最短距離の唯一の経路」に限られない。
- E × 労災保険法7条2項、平成18.3.31基労管発0331001号・基労補初0331003号。設問の「配偶者の住む居宅」は、当該家屋と就業の場所との間の往復に反復・継続性が認められるときは、住居と認めて差し支えないとされている。

〔問 6〕 正解 E

- A ○ 最二小昭和62.7.10青木鉛鉄事件。設問の通り正しい。
- B ○ 最大判平成27.3.4フォーカスシステムズ労災遺族年金事件。設問の通り正しい。
- C ○ 最三小平成元.4.11高田建設従業員事件。設問の通り正しい。設問の判例は、保険給付の控除と過失相殺の先後について、いわゆる控除前相殺説に立つものである。
- D ○ 最二小平成8.2.23コック食品事件。設問の通り正しい。
- E × 最三小昭和38.6.4損害賠償請求事件。設問の場合、示談により、補償を受けるべき者が第三者の負担する損害賠償債務を免除したときは、その限度において損害賠償請求権は消滅するので、政府がその後保険給付をしても、その請求権がなお存することを前提とする法定代位権の発生する余地のないことは明らかであり、第三者に対し求償することはできないとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。

〔問 7〕 正解 B

- A ○ 最二小昭和29. 11. 26労働者災害補償保険金給付請求事件。設問の通り正しい。労災保険法による保険給付は、保険事故の発生により、抽象的な保険給付請求権が発生するに過ぎず、同法所定の手続により行政機関が保険給付の決定をすることによって給付の内容が具体的に定まり、具体的な給付請求権を取得するに至るのであるから、この行政機関の保険給付の決定を待つことなく、訴えによって直接、具体的な給付を求める請求権は有しないとされたものである。
- B × 最一小平成15. 9. 4中央労働基準監督署長（労災就学援護費）事件。労働基準監督署長が行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分当たるものと解するのが相当であるとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。
- C ○ 最二小平成24. 2. 24広島中央労働基準監督署長（労災特別加入）事件。設問の通り正しい。
- D ○ 労災保険法12条の5, 1項。設問の通り正しい。
- E ○ 労災保険法12条の2の2, 1項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C

- A ○ 徴収法2条2項、平成15. 10. 1基徴発1001001号。設問の通り正しい。
- B ○ 徴収法2条2項、昭和32. 12. 27失保収652号。設問の通り正しい。
- C × 徴収法2条2項、昭和32. 12. 27失保収652号。労働者が賃金締切日前に死亡したため支払われていない賃金については、支払義務が確定しているため、当該賃金に対する保険料は徴収される。
- D ○ 徴収法2条2項、昭和30. 3. 31基災収1239号。設問の通り正しい。
- E ○ 徴収法2条2項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 B

- A × 徴収法5条。労働保険の保険関係は事業を廃止した日の翌日に当然に消滅し、保険関係廃止届というものは存在しない。
- B ○ 整備法5条3項、同法8条の2、整備省令3条の2。設問の通り正しい。
- C × 整備法5条2項、同法20条。設問の申請違反について、罰則は定められていない。
- D × 徴収則5条。代表取締役にも異動があっても変更届を提出する必要はない。
- E × 徴収法附則4条2項、整備法8条2項。労災保険暫定任意適用事業では労働者の過半数の同意が必要であるが、雇用保険暫定任意適用事業では労働者の4分の3以上の同意が必要であるなど、申請要件に違いがある。

〔問 10〕 正解 C（イとウ）

- ア × 徴収則27条2項、法28条2項、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律3条。第1期の納付額は56,668円であり、第2期及び第3期の納付額は各56,666円である。
- イ ○ 徴収則28条。設問の通り正しい。
- ウ ○ 徴収法15条1項、則27条1項。設問の通り正しい。
- エ × 徴収法16条、則29条。増加概算保険料は認定決定されない。なお、増加概算保険料については延納することができる。
- オ × 徴収則27条1項、則28条1項。労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されている事業については、概算保険料の額にかかわらず、延納することができる。

雇 用 保 険 法

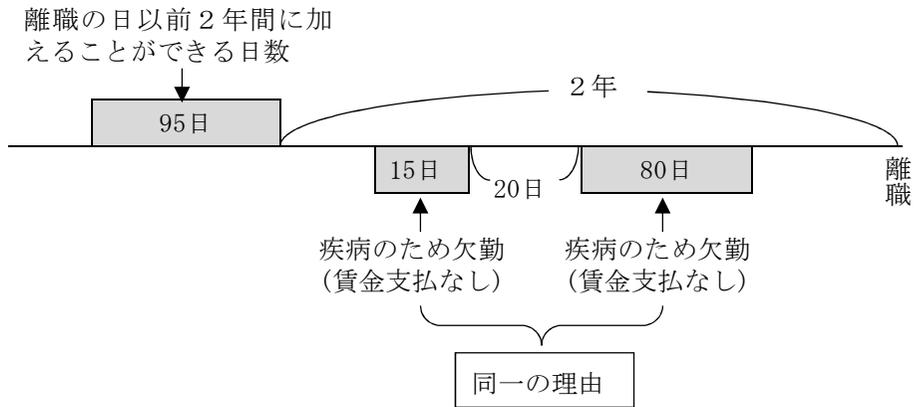
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 雇用保険法10条の2。設問の通り正しい。
- B × 雇用保険法10条2項1号、法11条。失業等給付を受ける権利は譲り渡すことができないとされており、基本手当は失業等給付に該当するため、基本手当を受ける権利を譲り渡すことはできない。
- C ○ 雇用保険法10条の4, 1項。設問の通り正しい。
- D ○ 雇用保険法10条の3, 1項、2項。設問の通り正しい。
- E ○ 雇用保険法10条2項1号、法12項。設問の通り正しい。失業等給付として支給を受けた金銭を標準として租税その他の公課を課することができないとされており、基本手当は失業等給付に該当するため、基本手当として支給された金銭を標準として租税を課することはできない。

〔問 2〕 正解 C

- A × 雇用保険法21条、行政手引51102。待期期間中についても失業の認定は行われる。
- B × 雇用保険法22条3項。介護休業給付金に係る休業の期間は算定基礎期間に含まれる。
- C ○ 雇用保険法13条1項、行政手引50153。設問の通り正しい。傷病のため欠勤（賃金支払なし）し、復帰後再び傷病のため欠勤（賃金支払なし）した場合、両者が全く同一の理由であって、両者の間が30日未満である場合には、それぞれの日数を算定対象期間の日数に加えることができる。したがって、設問の場合は、算定対象期間は2年間に95日（15日＋80日）を加えた期間となる。



- D × 雇用保険法20条1項、行政手引50271。設問の場合は、受給期間の延長を認めることはできない。
- E × 雇用保険法14条1項、行政手引50501。年次有給休暇の日数は賃金の支払の基礎となった日数に含まれるため、当該離職の日以前1か月は被保険者期間として算入される。

〔問 3〕 正解 A

- A × 雇用保険法9条、則66条2項。喪失の確認も職権で行うことができる。
- B ○ 雇用保険法施行規則8条2項。設問の通り正しい。
- C ○ 雇用保険法43条4項。設問の通り正しい。
- D ○ 雇用保険法施行規則10条1項、2項。設問の通り正しい。
- E ○ 雇用保険法施行規則9条2項。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E

- A × 雇用保険法33条1項、行政手引52203。設問の場合は、退職に正当な理由があるものとして給付制限を受けない。
- B × 雇用保険法33条1項、行政手引52202。設問の場合は、自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇とはならず給付制限を受けない。
- C × 雇用保険法33条1項、行政手引52203。設問の場合は、退職に正当な理由があるものとして給付制限を受けない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D × 雇用保険法33条1項、行政手引52203。設問の場合は、退職に正当な理由があるものとして給付制限を受けない。
- E ○ 雇用保険法33条1項、行政手引52202。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 E

- A × 雇用保険法37条の4,5項、行政手引54201。高年齢求職者給付金は、失業の認定の日に失業の状態にあればよいのであり、翌日から就職したとしても返還の必要はない。
- B × 雇用保険法37条の2,2項、行政手引54201。高年齢被保険者には、傷病手当は支給されない。
- C × 雇用保険法60条の2,1項、法附則11条。初めて教育訓練給付金を受給する場合には支給要件期間は1年以上あればよいので、設問の高年齢被保険者は、他の要件を満たしていれば教育訓練給付金を受給することができる。
- D × 雇用保険法37条の4,5項。高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、離職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、管轄公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業の認定を受けなければならないとされており、失業の認定は、1回限り行われる。
- E ○ 雇用保険法66条1項。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D

- A ○ 雇用保険法61条の4,1項、則101条の11,1項4号。設問の通り正しい。
- B ○ 雇用保険法施行規則101条の13,1項、行政手引59504。設問の通り正しい。被保険者は、育児休業給付金の支給に係る各種申請書等の提出について、雇用される事業主を経由して行わなければならないとされているが、当該被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、事業主を経由せず当該被保険者がこれを行うことも認められている。また、育児休業給付金の支給申請等の手続については、本人が郵送等により行うことも差し支えないとされている。

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C ○ 雇用保険法施行規則101条の11,1項3号ハ、行政手引59503。設問の通り正しい。
- D × 雇用保険法61条の4,1項、行政手引59503。男性が育児休業を取得する場合は、配偶者の出産日から対象育児休業となる。
- E ○ 雇用保険法61条の4,5項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 C

- A × 雇用保険法62条、則115条10号。勤労者財産形成促進法9条1項に定める必要な資金の貸付けを行うことができる旨規定されているが、設問の補助に関する規定はない。
- B × 雇用保険法62条、法63条、則115条、則138条。設問のような規定はない。
- C ○ 雇用保険法63条1項4号。設問の通り正しい。
- D × 雇用保険法63条3項。政府は、能力開発事業の「一部」を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとされている。
- E × 雇用保険法62条1項5号。設問の必要な助成及び援助は、設問の措置を講ずる「事業主」に対して行われるが、「都道府県」に対しては行われない。

〔問 8〕 正解 D (イ・ウ・エ・オの四つ)

- ア ○ 徴収法19条6項、法30条、則36条。設問の通り正しい。労働保険料その他徴収法の規定による徴収金は、同法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収するとされており、労働保険料の還付に関しては徴収法19条6項に定めがあるため、国税徴収(国税通則法)の例にはよらず、還付加算金は支払われない。
- イ × 徴収則37条2項。所轄都道府県労働局歳入徴収官は、事業主への充当後の通知をしなければならない。
- ウ × 徴収則38条4項、5項。認定決定された概算保険料の額の通知は、納付書により行われる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- エ × 徴収法19条2項。有期事業について、第3種特別加入者は存在し得ない。
- オ × 徴収法15条2項。有期事業については、その全期間について概算保険料として納付すべき一般保険料の額を算定することとなる。

〔問 9〕 正解 A

- A ○ 徴収法28条5項1号。設問の通り正しい。
- B × 徴収法29条、昭和56.9.25労徴発68号。設問の場合、当該差押えに係る徴収金に優先して国税に充当しなければならない。
- C × 徴収法21条1項。追徴金は労働保険料ではないので延滞金は徴収されない。
- D × 昭和62.3.26労徴発19号。設問の末日が休日に該当しても延期されない。
- E × 徴収法28条1項、法附則12条、平成28.12.12財務省告示362号。完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じて延滞金の額は計算され、また、平成29年中の延滞金の率については特例の適用がある。

〔問 10〕 正解 D

- A × 平成12.3.31発労徴31号。労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、当該労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主に限られない。
- B × 徴収法33条1項、則62条2項。有期事業を行っている事業主も労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる。
- C × 平成12.3.31発労徴31号。事業主の団体の場合も、必ずしも法人であることを要しない。
- D ○ 徴収則67条2項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E × 徴収法35条1項、3項。委託事業主が労働保険料その他の徴収金の納付のため金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その「金額の限度」で、労働保険事務組合は、「政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずる」とされており、当該労働保険事務組合が交付を受けた当該徴収金について滞納があり滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、政府はその残余の額を委託事業主から「徴収することができる」とされている。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 D

- A × 労働契約法2条2項、平成24. 8. 10基発0810第2号。労働契約法2条2項の「使用者」とは、労働基準法10条の「事業主」に相当するものであり、同条の「使用者」より狭い概念である。なお、その他の記述は正しい。
- B × 最二小平成28. 2. 19山梨県民信用組合事件。最高裁判所の判例では、労働契約の内容である労働条件は、労働者と使用者との個別の合意によって変更することができるものであり、このことは、就業規則に定められている労働条件を労働者の不利益に変更する場合であっても、その合意に際して就業規則の変更が必要とされることを除き、異なるものではないと解される、としている。
- C × 平成24. 8. 10基発0810第2号。労働契約法11条に定める就業規則の変更に係る手続を履行されていることは、労働契約の内容である労働条件が、変更後の就業規則に定めるところによるという法的効果を生じさせるための要件ではないとされている。なお、就業規則変更の合理性判断に際しては、就業規則の変更に係る諸事情が総合的に考慮されることから、使用者による就業規則の変更に係る手続の状況は、合理性判断に際して考慮され得るものであるとされている。
- D ○ 最二小平成18. 10. 6ネスレ日本事件。設問の通り正しい。
- E × 労働契約法19条。設問の場合において、労働者が有期労働契約の更新又は締結の申込みをしたときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなされる。

〔問 2〕 正解 B (イとウ)

- ア × 最低賃金法3条。最低賃金額は、「時間」によって定めるものとされている。
- イ ○ 個別労働関係紛争解決促進法5条1項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- ウ ○ 労働組合法5条2項6号、昭和29.4.21労発126号。設問の通り正しい。
「総会」とは、必ずしも全組合員によって構成されるものであることを要せず、代議員制を採る組合にあってはその制度による大会をいう。
- エ × 育児介護休業法11条1項、2項。介護休業は、設問のように、必ずしも「1回に限り、連続したひとまとまりの期間」で取得しなければならないものではなく、対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、分割して取得することができる。
- オ × 女性活躍推進法8条1項、法16条1項。設問の事業主については、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に「公表しなければならない」（義務規定）とされている。

【問 3】 正解 C

- A ○ 社会保険労務士法2条の2。設問の通り正しい。
- B ○ 社会保険労務士法14条の7,1号。設問の通り正しい。
- C × 社会保険労務士法16条、法33条。法16条の規定（信用失墜行為の禁止）違反については、罰則は設けられていない。
- D ○ 社会保険労務士法25条の9,2項。設問の通り正しい。
- E ○ 社会保険労務士法25条の37,2項、5項、同則23条の2,1項。設問の通り正しい。

【問 4】 正解 A

- A × 「平成28年版男女共同参画白書（内閣府）」P.43。男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は「72.2」となっており、80を超えていない。
- B ○ 「平成28年版男女共同参画白書（内閣府）」P.46。設問の通り正しい。
起業家に占める女性の割合は、平成9年までは40%前後で推移していたが、近年は低下傾向にあり、平成24年は30.3%となっている。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C ○ 「平成28年版男女共同参画白書（内閣府）」P. 41。設問の通り正しい。
現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が32.9%と最も多い。
- D ○ 「平成28年版男女共同参画白書（内閣府）」P. 47。設問の通り正しい。
- E ○ 「平成28年版男女共同参画白書（内閣府）」P. 35。設問の通り正しい。
我が国は、145か国中101位となっている。なお、「ジェンダー・ギャップ指数」とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。
- 【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値
・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率
- 【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率
- 【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率
・最近50年の国家元首の在任年数
- 【保健分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

〔問 5〕 正解 A

- A × 「平成28年版厚生労働白書（厚生労働省）」P. 21。世帯人員1人当たりの平均所得額を見てみると、世帯主が65歳以上の世帯では192.4万円と全世帯の211万円と比較して大きくは変わらない。
- B ○ 「平成28年版厚生労働白書（厚生労働省）」P. 28。設問の通り正しい。
何らかの自主的な活動に参加している高齢者の割合は、1993（平成5）年では42.3%であったのが、2003（平成15）年では54.8%、2013（平成25）年では61.0%と年々増加している。
- C ○ 「平成28年版厚生労働白書（厚生労働省）」P. 36。設問の通り正しい。
「自分の都合のよい時間に働きたいから」が31.7%と最も高く、次いで「家計の補助・学費等を得たいから」が20.1%、「専門的な技能等をいかせるから」が14.9%などとなっている。
- D ○ 「平成28年版厚生労働白書（厚生労働省）」P. 17。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E ○ 「平成28年版厚生労働白書（厚生労働省）」P. 36。設問の通り正しい。
65歳以上の雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は74.2%となっている。

〔問 6〕 正解 B

- A × 社審法2条。社会保険審査官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命ずるものとされているが、設問のような規定はない。なお、社会保険審査会の委員長及び委員にあつては、「人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。」とされている。
- B ○ 国民健康保険法91条1項、法103条。設問の通り正しい。
- C × 介護保険法183条1項。設問の審査請求は、介護保険審査会に対してすることができる。
- D × 社審法37条。社会保険審査会の審理は、公開しなければならないとするのが原則である。ただし、当事者の申立があつたときは、公開しないことができる。
- E × 社会保険労務士法13条の2。設問の審査請求は、厚生労働大臣に対して行うことができる。

〔問 7〕 正解 E

- A ○ 介護保険法27条5項。設問の通り正しい。
- B ○ 介護保険法27条11項。設問の通り正しい。
- C ○ 介護保険法28条1項～3項。設問の通り正しい。
- D ○ 介護保険法18条。設問の通り正しい。
- E × 介護保険法11条2項。設問のような規定はない。介護保険第2号被保険者は、医療保険加入者でなくなった日から、その資格を喪失する。

〔問 8〕 正解 A

- A × 高齢者医療確保法47条。後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して給付を行うものとされており、死亡についても給付の対象となっている。
- B ○ 高齢者医療確保法18条1項、法19条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 高齢者医療確保法7条2項。設問の通り正しい。
- D ○ 高齢者医療確保法48条。設問の通り正しい。
- E ○ 高齢者医療確保法98条。設問の通り正しい。市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象額の12分の1に相当する額を負担するものとされている。

〔問 9〕 正解 D

- A ○ (25) 厚年法附則6条。設問の通り正しい。
- B ○ 確定拠出年金法2条6項、法62条1項2号、(28) 法附則1条。設問の通り正しい。
- C ○ 確定拠出年金法62条1項1号。設問の通り正しい。
- D × 確定拠出年金法附則3条1項3号、令60条2項。設問の脱退一時金の支給要件うち、通算拠出期間は、「4年以下」ではなく「1月以上3年以下」であり、また、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額については、「50万円未満」ではなく、「25万円以下」とされている。
- E ○ 確定給付企業年金法81条の2。設問の通り正しい。確定給付企業年金（以下「移換元確定給付企業年金」という。）の中途脱退者〔当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、政令で定めるところにより計算したその者の当該確定給付企業年金の加入者であった期間が政令で定める期間に満たないものをいう。〕は、他の確定給付企業年金（以下「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

金の規約において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

〔問 10〕 正解 C

- A × 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律2条1号イ。同法においては、日本の医療保険制度と外国の医療保険制度の重複適用の回避についても、対象としている。
- B × 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定他。年金通算に関する事項については、平成29年3月末日現在、全ての国との協定において定められているわけではない（例：イギリス、韓国）。
- C ○ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定他。設問の通り正しい。日本において被用者として就労する者が事業主により日本から海外に派遣される場合、社会保障協定により就労する国の年金制度のみ適用されることが原則とされるが、設問のように、5年以内の期間が見込まれる一時的な派遣の場合は、社会保障協定に基づいて派遣先における年金制度の適用が免除され、引き続き日本の厚生年金保険の被保険者でいることとなる。
- D × 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定他。国民年金の第1号被保険者についても、社会保障協定相手国での就労期間が5年以内と見込まれる場合には、当該社会保障協定により、相手国の年金制度の適用が免除される。
- E × 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定他。社会保障協定相手国において、当該相手国の企業に現地採用されることとなった場合には、当該相手国の年金制度に加入することとなる。

健康保険法

〔問 1〕 正解 C

- A ○ 法7条の15。設問の通り正しい。
- B ○ 法附則3条の2, 1項、平成18. 9. 14保保発第0914010号。設問の通り正しい。
- C × 法5条2項、法155条。保険者が全国健康保険協会の場合は、任意継続被保険者の保険料の徴収に係る業務は、「全国健康保険協会」が行う。
- D ○ 法26条4項。設問の通り正しい。
- E ○ 法203条2項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 E

- A × 則41条1項。被保険者又はその被扶養者が40歳に達したことにより介護保険第2号被保険者に該当するに至ったときは、設問の届出は不要である。
- B × 法40条1項。健康保険の標準報酬月額は、第1級の58,000円から「第50級」の「1,355,000円」である。
- C × 法3条7項3号。被保険者と事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の兄は被扶養者になることはできない。
- D × 法3条7項1号。被保険者の兄は、主としてその被保険者により生計を維持している場合は被扶養者となる。
- E ○ 法38条3号、法164条1項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 D

- A ○ 法99条2項、則84条の2, 5項。設問の通り正しい。
- B ○ 法193条、昭和2. 2. 18保理719号、昭和48. 11. 7保発99号・庁保発21号。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C ○ 法53条、法84条3項、平成19.2.1保発第0201001号・健康保険組合事業運営指針。設問の通り正しい。
- D × 法115条、令41条3項、5項、令42条3項、5項。設問の場合、被保険者の標準報酬月額が260,000円のため、所得区分は「一般」に該当し外来療養に係る高額療養費算定基準額は12,000円となる。70歳以上の者の外来療養については、個人単位で高額療養費を算定するため、被保険者の外来療養に係る高額療養費は8,000円(20,000円－12,000円)、被扶養者の外来療養に係る高額療養費は0円(自己負担額が12,000円を超えないため)となる。
- E ○ 法68条1項。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 A (アとイ)

- ア ○ 法160条16項。設問の通り正しい。
- イ ○ 法55条2項。設問の通り正しい。
- ウ × 法151条。健康保険組合に対しても健康保険事業の事務の執行に要する費用について、国庫負担が行われる。
- エ × 則28条の3。被保険者の区別変更の届出は、当該事実があった日から「5日以内」に提出しなければならない。
- オ × 法158条カッコ書。刑事施設に拘禁されている場合であっても、任意継続被保険者の保険料は免除されない(保険料は徴収される)。

〔問 5〕 正解 B

- A ○ 法117条。設問の通り正しい。
- B × 法3条1項。個人事業所の事業主は、適用事業所に使用される者とはみなされないため健康保険の被保険者とはならない。
- C ○ 則159条の10,1項。設問の通り正しい。
- D ○ 法97条、則81条、平成6.9.9保発119号・庁保発9号。設問の通り正しい。
- E ○ 法82条2項。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 B

- A ○ 則70条。設問の通り正しい。
- B × 法161条2項、昭和2. 2. 14保理218号。事業主は、被保険者に支払う報酬から控除した被保険者が負担する保険料の額のいかんにかかわらず、保険料全額の納付義務がある。
- C ○ 法3条7項、昭和60. 6. 13保険発66号・庁保険発22号。設問の通り正しい。
- D ○ 則40条1項、3項。設問の通り正しい。
- E ○ 法69条。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 A

- A ○ 法85条1項、5項、6項。設問の通り正しい。
- B × 法79条。設問文中「14日」は、正しくは「1月」である。
- C × 法111条1項。被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、「被保険者」に対しその指定訪問看護に要した費用について、「家族訪問看護療養費」を支給する。
- D × 法118条2項。設問の場合であっても、被扶養者に対する保険給付は行われる。
- E × 法58条1項、2項。設問の場合、保険者は、当該事業主に対し、保険給付を受けた者に連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

〔問 8〕 正解 B

- A × 法99条1項、昭和3. 9. 11事発1811号。自費診療で療養を受けた場合であっても、労務不能について相当の証明があるときは支給される。
- B ○ 法115条、昭和48. 11. 7保険発99号・庁保険発21号。設問の通り正しい。
- C × 法110条2項1号ハ。設問の者に係る家族療養費の給付割合は「80%」である。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D × 法108条3項、4項。障害手当金の支給を受けることができるときも、傷病手当金の支給が調整される。
- E × 法105条1項。設問の場合は、埋葬料の支給を受けることができる。

〔問 9〕 正解 C (イとウ)

- ア ○ (24) 法附則46条12項。設問の通り正しい。
- イ × 法3条1項9号、(24) 法附則46条1項、厚生労働省「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A 集」。年収が130万円未満であっても、被保険者としての要件を満たす場合は、被扶養者とはならず、被保険者となる。
- ウ × 法3条1項9号ハ、(24) 法附則46条1項、則23条の4。設問の報酬とは、健康保険法3条5項に規定する報酬から、最低賃金法4条3項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除くものとされている。
- エ ○ 法41条1項カッコ書、法43条、(24) 法附則46条1項、則24条の2。設問の通り正しい。
- オ ○ 法3条1項9号、(24) 法附則46条1項、平成28.5.13保保発0513第1号。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 D

- A ○ 法116条、平成22.5.21保保発0521第1号。設問の通り正しい。
- B ○ 法47条。設問の通り正しい。
- C ○ 法156条3項、法161条2項。設問の通り正しい。
- D × 法41条3項。6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した者については、その年の定時決定は行われない。
- E ○ 法43条、法46条、平成25.5.31事務連絡。設問の通り正しい。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 B

- A × 則48条2項。障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則で定める障害状態不該当の届出を行ったときは、厚生年金保険法施行規則で定める障害状態不該当の届出を行ったものとみなされる。なお、当該届出に医師又は歯科医師の診断書の添付は不要である。
- B ○ (60)法附則74条2項。設問の通り正しい。
- C × 法46条1項、(60)法附則62条1項。経過的加算額及び繰下げ加算額は、基本月額額の計算の対象に含まれない。
- D × 法附則4条の3、10項。第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者に係る事業主については、設問の規定は適用しないこととされている。
- E × 則5条の4、則5条の5。設問の高齢任意加入被保険者の住所変更に係る届書の提出期限は、10日以内である。なお、氏名変更に係る届書の提出期限については、設問の通りである。

〔問 2〕 正解 C

- A ○ 法102条1号。設問の通り正しい。
- B ○ 法64条の2、法60条1項2号ロ、カッコ書。設問の通り正しい。
- C × 法91条1項、法附則29条6項。第1号厚生年金被保険者に係る厚生労働大臣による保険料の滞納処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して、審査請求をすることができる。なお、脱退一時金に関する処分の不服申立て先に関する記述については、設問の通りである。
- D ○ 法32条カッコ書、法40条。設問の通り正しい。
- E ○ 法50条3項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 C (イとエ)

ア × 法14条3号、法18条1項。任意単独被保険者が厚生労働大臣の資格喪失の認可を受けて被保険者の資格を喪失した場合には、厚生労働大臣の確認によることなく、その効力を生ずる。

イ ○ 法81条の2の2。設問の通り正しい。

ウ × 法57条。設問の障害手当金の最低保障額は、「障害等級2級に該当するものに支給する障害基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額の2倍に相当する額」である。

エ ○ 法47条の3,1項カッコ書。設問の通り正しい。

オ × 法14条3号、法18条1項。任意適用事業所に使用される被保険者が、その事業所が厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所でなくなったことにより、被保険者の資格を喪失した場合には、厚生労働大臣の確認によることなく、その効力を生ずる。

〔問 4〕 正解 D

A × 法3条1項3号、4号。賞与とは、労働者が労働の対象として、3月を超える期間ごとに受けるものをいう。四半期ごとに受けるものは、3月ごとに受けるものであるため、賞与とされない。

B × 法12条5号。1週間の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数が、ともに同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上である者は、大学の学生であっても、厚生年金保険の被保険者となる。

C × 法24条2項、法24条の4,2項。設問の場合、適用事業所Aの賞与（200万円）と適用事業所Bの賞与（100万円）の合算額が設問の第1号厚生年金被保険者の賞与額とされ、当該賞与額に基づき標準賞与額が決定されることとなる。合算額は300万円であり、上限額の150万円を超えるため、150万円が当該被保険者の標準賞与額とされる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D ○ 法6条3項、4項、(24)法附則17条の2。設問の通り正しい。強制適用事業所とされない事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。この場合において、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（法12条に規定する者及び特定4分の3未満短時間労働者を除く。）の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならないとされている。設問の場合においては、常時使用する従業員が5人であるため、そのうち3人以上の同意を得ることが必要となる。
- E × 則28条。設問文後段のような例外規定はない。

〔問 5〕 正解 A

- A × 法92条1項。障害手当金を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。
- B ○ 法74条。設問の通り正しい。
- C ○ 法50条の2,1項、3項。設問の通り正しい。
- D ○ 法48条。設問の通り正しい。
- E ○ 法59条1項、法65条の2項他。設問の通り正しい。夫に対する遺族厚生年金は、同一の支給事由による遺族基礎年金の受給権を有するときを除き、60歳に達するまでの期間、その支給を停止する。

〔問 6〕 正解 E

- A ○ 法78条の10,2項。設問の通り正しい。
- B ○ 法78条の14,1項。設問の通り正しい。
- C ○ 法附則17条の10他。設問の通り正しい。
- D ○ 令3条の12の7、則78条の4、則78条の12。設問の通り正しい。
- E × 法78条の2,1項ただし書、法78条の4,1項。設問の情報の提供の請求は、離婚等が成立した日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

〔問 7〕 正解 D

- A ○ 法85条2号。設問の通り正しい。
- B ○ 法44条1項ただし書。設問の通り正しい。
- C ○ 法附則8条の2,1項、法附則13条の4,1項、4項、令8条の2の3,1項カッコ書。設問の通り正しい。
- D × 法47条の2,1項。いわゆる事後重症による障害厚生年金については、65歳に達した日以後にその支給を請求することはできない。
- E ○ 法47条1項、法51条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 B

- A × 法附則30条。2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件については、その者の2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者に係るものとみなして判定する。
- B ○ 法23条の2,2項、法84条1項。設問の通り正しい。
- C × 則10条の4、則15条の2、則22条1項。設問の70歳以上の者を新たに雇い入れたときにおいても、70歳以上の使用される者の該当の届出をすることを要する。
- D × 法50条の2,1項。子は、障害厚生年金の加給年金額の対象者とされていない。
- E × 令3条の10、平成26.3.31年発0331第7号。遺族厚生年金の支給に係る生計維持関係の認定は、死亡当時に限り行われる。したがって、設問のように、死亡当時生計維持関係があるものと認定されず受給権を得られなかった者については、その後、給与収入が減少した場合であっても、再度生計維持関係の認定を行うことはないため、遺族厚生年金の受給権を得ることはできない。

〔問 9〕 正解 E (ウとオ)

ア × 法63条1項3号。遺族厚生年金の受給権は、受給権者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったときは、消滅する。設問の母と再婚した夫は、設問の子にとって直系姻族に当たるため、当該夫の養子となっても、当該子の有する遺族厚生年金の受給権は、消滅しない。

イ × 法78条の30。障害厚生年金の受給権者であって、2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る当該障害厚生年金の額については、その者の2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、障害厚生年金の額の計算に関する規定を適用する。

ウ ○ 法100条1項、4項。設問の通り正しい。

エ × 法78条の26, 2項。2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の額の計算においては、その者の2以上の被保険者の種別に係る被保険者期間ごとに平均標準報酬額を算出する。

オ ○ 法37条5項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 A

A × 法63条1項5号ロ。設問の場合、遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して5年を経過したときに遺族厚生年金の受給権は消滅する。

B ○ 法附則8条、(6)法附則20条1項、2項、4項。設問の通り正しい。

C ○ 法附則7条の4, 1項、法附則11条の5。設問の通り正しい。

D ○ 法46条1項、改定率改定令5条。設問の通り正しい。なお、設問の支給停止月額の計算式は次の通りである。

$$(480,000円 + 100,000円 - 460,000円) \times 1/2 = 60,000円$$

E ○ 法59条2項。設問の通り正しい。母は、配偶者又は子が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、遺族厚生年金を受けることができる遺族としない。

国民年金法

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 則1条の2, 2項。設問の通り正しい。
- B × 法12条6項、8項。設問の事務の一部については、健康保険組合に委託することができる。また、全国健康保険協会に委託することはできない。
- C ○ 則6条の3, 1項。設問の通り正しい。
- D ○ 法12条2項。設問の通り正しい。
- E ○ 法附則7条の3, 1項～3項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 E (ウとオ)

- ア × 法39条2項、3項。設問の子と養子縁組をしても、配偶者に支給される遺族基礎年金は改定されない。
- イ × 法18条の3ほか。設問のような規定はない。
- ウ ○ 法37条。設問の通り正しい。
- エ × 法34条1項。障害基礎年金の額を改定することができるのは、当該受給権者が65歳未満の場合に限られない。
- オ ○ 法30条1項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 D

- A ○ (6)法附則11条9項2号、(16)法附則23条9項2号。設問の通り正しい。
- B ○ (6)法附則11条8項1号、(16)法附則23条8項1号。設問の通り正しい。
- C ○ 法附則5条6項2号。設問の通り正しい。
- D × (6)法附則11条6項～8項、(16)法附則23条6項～8項。特例による任意加入被保険者のうち、保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したときに、被保険者の資格を喪失するのは、「日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満のもの」である。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

E ○ 法附則5条6項3号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 C

A ○ 令9条1項。設問の通り正しい。

B ○ 法89条。設問の通り正しい。

C × 法87条の2,1項。保険料の半額を納付することを要しないとされた者は、当該納付することを要しないとされた期間について、付加保険料を納付する者となることはできない。

D ○ 法109条の2,2項。設問の通り正しい。

E ○ 法94条1項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A

A × 法附則5条12項。設問の任意加入被保険者は、地域型国民年金基金の加入員となることができる。

B ○ 基金令34条、35条。設問の通り正しい。

C ○ 法133条。設問の通り正しい。

D ○ 法127条3項1号。設問の通り正しい。

E ○ 法127条3項4号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D

A × 令4条の6、令別表。一定の精神の障害は、障害基礎年金の対象となる障害に該当する。

B × 法101条の2。設問の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができないとされている。

C × 法18条1項、法附則9条の2,3項。設問の繰上げ支給の老齢基礎年金は、支給繰上げの請求があった日の属する月の翌月分から支給される。

D ○ 法46条、令4条の5,2項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E × 法附則9条の2,4項、令12条1項。設問の場合、老齢基礎年金の額は、65歳から受給する場合に比べて6% (0.005×12) 減額されることになる。

〔問 7〕 正解 D

- A ○ 法52条の4,2項。設問の通り正しい。
B ○ 法27条8号、法90条の3,1項、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。設問の通り正しい。
C ○ 法附則9条の4の7,7項。設問の通り正しい。
D × 法30条の3,1項。設問の場合、いわゆる基準傷病による障害基礎年金の請求は、65歳に達した日以後であっても行うことができる。
E ○ 法20条1項、法附則9条の2の4。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C

- A × 法20条の2,4項、法52条の2,1項、令4条の4の2,1項4号。受給権者の申出により支給を停止されている年金給付は、第52条の2第1項ただし書の規定(老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、死亡一時金は支給しない)の適用については、その支給を停止されていないものとみなされるため、設問の者の死亡について、死亡一時金は支給されない。
B × 法49条、法附則9条の2の3。設問の場合、妻に寡婦年金を受給する権利は発生しない。
C ○ 法附則9条の3の2,1項。設問の通り正しい。
D × 法49条1項他。夫の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合であっても、要件を満たす限り、妻は、寡婦年金の受給権を同時に取得する。
E × 法44条、法50条。設問の年金の額うち、付加年金の額は、200円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とされており、改定率によって改定されることはない。

〔問 9〕 正解 E

- A × 法18条1項、3項、法19条1項、3項。設問の場合、まだ支給されていない未支給年金は、2月分のみである。
- B × 法20条1項、法附則9条の2の4。受給権者の年齢にかかわらず、障害厚生年金と老齢基礎年金は併給されない。
- C × 法21条の2、則86条の2。設問の場合、妻に支払う老齢基礎年金の金額を設問の過誤払による返還金債権の金額に充当することはできない。
- D × 法21条の2。設問の子の遺族基礎年金の受給権が「婚姻」したことにより消滅し、当該子が生存している場合に、設問の充当処理の規定が適用されることはない。
- E ○ 法18条1項、法19条1項、3項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 B

- A ○ 法附則5条1項2号、法附則9条の2の3。設問の通り正しい。
- B × 法9条1号、法11条1項。設問の第1号被保険者の資格喪失日は平成29年4月1日であるため、同年3月までが第1号被保険者としての被保険者期間となり、保険料は3月分まで納付しなければならない。
- C ○ 法7条1項2号。設問の通り正しい。
- D ○ 法11条2項。設問の通り正しい。
- E ○ 平成19.6.29庁保発第0629002号。設問の通り正しい。